

ドイツ・シュレーダー政権の安全保障政策 (平成16年度 退職記念号 浅野 裕司 教授 水野 勝 教授)

著者名(日)	加藤 秀治郎
雑誌名	東洋法学
巻	48
号	2
ページ	241-256
発行年	2005-03-25
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00000572/



ドイツ・シュレーダー政権の安全保障政策

加藤 秀治郎

一 はじめに

戦後、(西)ドイツは冷戦の最前線にあつて厳しい国際環境の下におかれていたが、冷戦の終結とドイツ統一の達成により、まったく一変した状況の中で、安全保障政策を展開していくことになった。統一後も引き続き政権の座にあつたコール首相の下でも、新しい動きはすでに見られていたが、本稿では一九九八年の総選挙で誕生したシュレーダー政権ではどうなっているかを整理し、検証してみたい。

学 法 洋 東
新政権は、現実派のシュレーダーを首相としているものの、社会民主党の単独政権ではなく、平和運動に近い「緑の党」との連立政権であり、そこでの安全保障政策がどのようなものになるのか、世界の注目が集まった。結論的には、重点の置き方の相違といつたものではあるが、やはり中道・右派のコール政権とは無視できない相違

も見られる。以下、その点を詳しく述べていこう。

二 戦後ドイツの外交・安全保障政策

戦後ドイツは厳しい国際環境の下で、選択肢が限定されていたが、明確な国家戦略にたつて外交・安全保障政策を展開してきた。ここではそれを、著名な外交評論家のテオ・ゾンマーの整理にしたがって見ておきたい。

ゾンマーは、戦後ドイツの外交・安全保障政策の基本線を、次の四つに整理し、それを「レーゾン・デタ」という言葉で表現している。戦後日本では久しく忘れられてきた概念だが、マイネッケらが「国家理性」(Staatsraison)と呼ぶ、基本的な国益のことであり、国家の生存・強化のための行動の規範のことである。

「ドイツ連邦共和国の『レーゾン・デタ』は、……第一に主権の回復、第二に全ヨーロッパ的構築物(Konstruktion)の一部となること、第三に対立する世界システムでの自己防衛・自己主張(Selbstbehauptung)、第四にドイツ分断の克服、とされた」(Sommer, 2001)。

簡単に見ておくと、次のようなことである。

第一の主権の回復という点では、一九四九年にドイツ連邦共和国となつてからも、五一年までは外務省も設置できないほど、主権が制約されていた。だがまず、講和・独立の達成に精力が注がれ、五五年の講和条約発効でほぼ主権が回復された。だが、その後も米英仏の連合国は、緊急事態のことを考慮して一部の権限を留保していた。これを消滅させるには、基本法(憲法)に非常事態の規定を盛り込む必要があった。そこで一九六八年に保

守のCDU/CSU（キリスト教民主同盟・社会同盟）とSPD（社会民主党）が大連立政権を組んで、この大改正を成し遂げた。いずれも国内の激しい抗争の末に実現したのだが、政治指導者層は断固たる姿勢でそれを進めた。⁽¹⁾

第二は、欧州統合の推進であり、ドイツはEEC、EC、EUと発展する欧州統合の推進役であった。第三の目標は両義的だが、狭義のそれは自己防衛であり、これは安全保障政策の基本だが、やはりドイツはそれをNATO（北大西洋条約）という集団的枠組の中で達成してきた。それらの努力の末に達成されたのが、第四の「ドイツ分断の克服」であり、一九八九年の「ベルリンの壁」開放から、一九九〇年のドイツ統一で達成された。基本的な四つの目標はすべて達成されたのであり、あとは広義の意味での第三の目標たる自己主張を、「普通の国」として展開していくということである。

三 冷戦終結後の変化

冷戦が終結して、ドイツが統一されると、ドイツをめぐる安全保障上の国際環境は一変した（加藤、一九九二）。その点と、それに伴う安全保障政策の変化を簡単にまとめておくと、次のようなことになる。

①自国（西ドイツ）の防衛が最優先課題であったが、冷戦の終結と統一の達成により、東側からの脅威はきわめて小さいものとなった。これは、軍事超大国・ソ連邦の崩壊、ワルシャワ条約機構の解体、NATOの東方拡大により、さらに確実なものとなった。これは欧州における軍事デタントの着実な進行により一段と強固なもの

となっている。⁽²⁾

②西側の共同防衛（集団防衛）機構であったNATOは、西ドイツにとっては死活的に重要な後ろ盾であったが、右の事情により、共同防衛の役割から、「新しい役割」に重点を移していくことになる。つまり、NATOの「領域外」の紛争・危機に対する管理・対応を主要任務とするようになり、ここでは統一ドイツも応分の寄与を求められるようになった。

③また、しばらくして明白になる点だが、ドイツがNATOの「領域外」の紛争や危機への対応を重視する場合、自衛型の既存のドイツ連邦軍の編成では領域外での活動が極端に限定されるので、連邦軍の編成を派遣型へと変えていくことが求められていく⁽³⁾（佐瀬、二〇〇一b）。

时期的に詳しく見ておくならば、統一前後の一九九〇年の総選挙の頃には、まだ野党の一部に中立志向が見られるなど、主要な政党、政治指導者の間で完全な合意は見られなかった。だが、その後、国際環境の変化がさらに進むと、次のような合意が固まっていくこととなった。

まずは、ヨーロッパの中で確たる地位を占め、併せて国際社会で新しい責任を担う、「普通の（国の）状態」（Normalität）を目指すというものである。この点を説明するにあたり、ゾンマー（Sommer: 2001）は先のように「レーゾン・デタ」という言葉を使っているのだが、戦後ドイツの安全保障政策、広くは外交政策において、国益重視の姿勢はいずれの政権においても一貫していたというのである。そして、ドイツはついに「普通の国」に近づいたのである。

「普通の（国の）状態」とは何かを、日本の場合との対比で簡単に説明しておく、次のようなことである。

わが国の政府解釈では、個別的自衛権による「専守防衛」だけは可とされているが、憲法上の制約から集団的自衛権は行使が不可であり、また、国連など集団的安全保障の参加は武力行使を伴うものは不可とされている。

これに対して（西）ドイツでは、防衛には何ら制約はなく、個別的自衛権の行使はもちろん、NATO同盟国の防衛への寄与もまったく問題はなかった。特殊だったのは、NATOの「領域外」への連邦軍の投入ができなるとされてきたことであり、湾岸戦争を機にこの点での政策転換が図られることとなった。ドイツでは基本法（憲法）改正は頻繁になされており、コール政権もこの点での改憲を検討していた。しかし、一九九四年七月の連邦憲法裁判所の判決で、NATO域外への派兵も「合憲」とされ、改憲は求められないこととなった。法律的な制約はなく、「普通の（国の）状態」とは、政策的にも転換を図っていくということである。

こういう姿勢は、過去も現在も政権交代があっても連続的に追求されたと、ゾンマーはいう。国益の評価が定まっていれば、選択できる政策の幅は自ずと定まってくる、というのであろう。

すでにコール政権の時から、次のような「領域外」派兵が行われている。九四年の判決が出る以前のもは、法的には見解が分かれ、野党などから提訴されながら行われたものである。一九九三年からはソマリアへの派兵、また同じ年にボスニア領空の空中管制機での監視が行われ、九五年からはボスニア・ヘルツェゴビナ平和実施部隊での活動がある。

このような動向が、対米関係ではどういう意味をもつか、少しふれておこう。アメリカ側としては、グロー

バルな問題のすべてに関与しきれない以上、「欧州の安全保障に関して欧州（EU）自身がより大きな責任を負うことを歓迎する姿勢」（佐瀬、二〇〇二、一〇三頁）があるのは明確で、時には負担の均衡という観点から、欧州に対して積極的関与さえ要求してきた。

しかし、「他面でそれが欧州での米国の発言力低下を招くことには明らかに警戒的」（同）であった。「冷戦時代からフランスが安全保障面で対米自主性を唱えたことはよく知られているが、いまや東側からの脅威と、大戦の恐怖から開放された他の西欧諸国も、欧州の安全保障では欧州が主人公である方がより望ましいと考えるようになる」（同）からである。

そして、ドイツがその方向に向かう可能性が否定できない以上、米独関係は冷戦時代とは異なる展開を見せることは、十分に予想されることであった。

四 新政権の方針とアフガニスタン攻撃

一九九八年九月の連邦議会選挙では、CDU/CSUとFDP（自由民主党）のコール政権が敗れ、SPDと「緑の党」（Grüne/Bündnis 90）の新政権が誕生した。首相には「新しい中道」を掲げたシュレーダーが付き、外相には「緑の党」のフィッシャー、国防相にはSPDのシャルピングがついた。SPDでは右派・穏健派中心の布陣であり、「緑の党」も結党当時とは異なって現実色を濃くしていた。

第一の課題は、以前から課題となっていた「連邦軍の改革」であった。シャルピング国防相は、厳しい財政事

情の下にありながら、意欲的に取組み、改革案をまとめ、シュレーダー内閣もそれを承認した。その内容は、連邦軍の総兵力を三三・八万人から約二八万人に削減しながら、「領域外」への派遣兵力 (Einsatzkräfte) を六万人から一五万人に増やし、新しい任務への対応を進めようというものである。兵役義務は基本を維持しながら、部分的に改めることで、職業軍隊化を進めるというものになっていた。要は、NATO「領域外」で活動できる連邦軍への脱皮に重点があった(佐瀬、二〇〇一b)。

実際に、そのような兵力の派遣も行われ、一九九九年には空軍のトルネード戦闘爆撃機がユーゴ空爆に参加している。その活動を通じて欧州諸国、特にドイツは「危機を管理し、紛争を解決するみずからの能力の劣悪さを痛感させられる」ことになる。具体的には、米軍のような精密空爆能力もなければ、ハイテク戦争能力もないのが明白になったのである。そして「米軍の軍事能力に依存するのではなく——〔欧州〕独自の緊急介入能力を保有する方針を固めた」(佐瀬、二〇〇一c、七三頁)。連邦軍の改革が本格化していくのである。「防衛任務を主務とする軍隊」から脱皮し、「国際的平和ミッションのための共同介入兵力」への「連邦軍の性格変更」である(同、八一頁)。

そういう状況の中で発生したのが、9・11同時多発テロであり、その直後にシュレーダー首相は、同盟国としてアメリカに「限らない連帯」を表明し、「軍事的性格のリスク」をも担う用意があると語った。しかし、ドイツ連邦軍の編成からして、後述のような障壁もあり、ことはそう簡単ではなかった。特に足元の連立与党内に批判的グループが存在していたからである。シュレーダー政権はアフガニスタンへは三九〇〇名の派兵の方針を決め

たが、「領域外」の派兵には議会の承認が必要なのであった。

シュレーダーは「ドイツの戦後政治は後戻りできない段階に入った」と演説で述べ、断固たる決意を表明した。慎重ながらもその意味は「戦後」を総決算し、「普通の国」となった、ということであった。首相に近い評論家ゾンマーの表現はより直截であり、こう書いている。「二一世紀に入ってドイツは完全に普通の状態に戻った。ドイツは過去についての自覚をもちつつ、未来の義務を果たしていく普通の国になった」(ibidem.)と。

この段階までのシュレーダーの動きにはブレが見られず、与党内の「造反」封じに見事な戦術を用いた。一月一六日の連邦議会の採決にあたり、派兵案と政府信任案を一体として提出し、これが通らないと解散・総選挙になる形で臨んだのである。SPDからは一人が会派離脱、「緑の党」では反対は四人ということで、過半数を二票上回るだけの僅差で可決に成功したのであった(読売新聞、二〇〇一年一月一七日付)。

五 イラク戦争と米独関係

二〇〇二年九月には連邦議会総選挙が予定されていた。与党側の劣勢が伝えられていたが、シュレーダー首相は八月五日に「対イラク攻撃には参加しない」と表明した。世論調査では国民の七〇九割がイラク攻撃に反対していたから、この発言は野党から、支持者を取り戻すための選挙戦術と見られた。結果的に与党は、「この反戦姿勢を売り物にして選挙戦での劣勢を逆転、政権継続に成功した」(佐瀬、二〇〇三、一五〇頁)。

ブッシュ政権は、シュレーダーのこの動きを「選挙戦に勝つためになりふりかまわず同盟関係を犠牲にしたと

みて激怒した」。そして、外交上の慣例に反して、勝利したシュレーダー首相への祝電を拒否した。これは「ドイツ政府にことの重大さを認識させること」になった。「ドイツ政府は、反イラク戦争という立場を維持しながら、対米関係の修復に全力を挙げざるをえなくなる。経済界や野党からの対米関係改善へ向けての圧力は、大量失業を抱える政権党にとって無視できないものとなっていく」のである（齋藤義彦、二〇〇四、七二―七三頁）。

しかし、総選挙での公約もあり、条件を十分に満たさない形でのイラク攻撃には反対し続け、フランスやロシアとともに、ブッシュ米政権を牽制する動きをとった。第二次シュレーダー内閣で国防相になっていたシュトゥールックは、一二月二五日に、改めて「イラクとアルカイダの関係が立証されていないことに言及し、それが「立証されない限りドイツはイラク攻撃には参加しないという立場を再確認した」と述べた（齋藤義彦、七四頁）。

ちなみに、フランスやロシアの動きには、次のような経済的利害がからんでいたが、ドイツについてはそういう背景はなかった。仏口は、一九九五四月の安保理決議九八六で、イラクの石油利権に次のような形でアクセスできるようにになっていた。イラクに対する経済制裁を緩和し、石油の輸出を認める代わりに、食糧を輸入させるという決議であるが、フセインは相手としてフランスとロシアを選んでいたのである（齋藤直樹、二〇〇四、四七頁）。アメリカは、イラク攻撃をすれば、これを止めさせる意向だったので、フランス、ロシアと利害が対立していた。しかし、ドイツについてはそのような事情はなかった。

ともあれ、ドイツ政府がフランスと歩調を合わせ、アメリカと距離をおく姿勢をとった背景には、この年から現金として流通し始めた通貨ユーロの存在があった。ユーロには欧州協調の強化によって対米自立性を高めると

いう、一般的な効果があったのは当然で、ドイツとフランスが「ここまでアメリカに対抗する動きを繰り広げることができた」理由として、「自信の最大の根拠は、二〇〇二年一月からのユーロ導入の成功」が挙げられる（羽場、二〇〇四、一六九頁）。そのほかにドイツには、対仏関係を重視せざるをえない特殊な事情もあった。「ユーロの安定成長協定を三年連続で破ることが確実で、財政規律を揺るがせている独仏は、欧州連合内での同盟関係をより強化しなければならぬ状況」にあったのである（斎藤義彦、七五頁）。

また、ブッシュのアメリカと欧州側の間には、外交スタイルの相違が際立っており、それが米欧対立を大きくした。ブッシュ政権は、国際テロの脅威に対して、「ブッシュ・ドクトリン」とも呼ばれる先制行動（preemption）の理論を打ち出していた。従来の抑止の効かない相手に対して、それを放置せず、場合によっては先制行動を辞さないとの姿勢である。また、「米国は常に国際社会の支援を得るための努力を惜しまない」としながらも、「必要な場合には単独での行動を厭わない」というものである（神保、二〇〇三、一一〇頁）。

このドクトリンには、国際法を無視してアメリカの単独行動主義を体現するものであり、成功の保障はないとの批判が出されていた。フランスやドイツの行動にも、この懸念が強く出ていたが、単純な反対論ではなかった。例えば、国際法との関連だが、従来の概念では割り切れない状況があることを認めており、コソボでの欧州の対応にもその姿勢が見られた。「コソボ紛争でのNATOの空爆は、ロシアの反対などのために安保理決議を得ないで実施されたが、民族浄化を放置するわけにはいかないと『人道的介入』の大義が』ものをいっていた。合法性には問題があっても「正当な武力行使」といえるだけの正統性があれば、自ずと別の判断になるとの考えで

ある(河野、二〇〇四、九一頁)。それだけに、慎重な手続きが求められ、それによって正統性を確保しておかなければならないとの姿勢があり、これがイラク攻撃での米欧の対応を分けた。

加えてブッシュ政権の中核的なメンバーには、性急な行動と、白か黒かの単純化された議論が際立っていたので、ドイツ側としては、アメリカに対して自制を求めざるをえないという判断になった。アメリカからの批判に対して、フィッシャー外相が、「同盟のパートナーは衛星国ではない」と反論したのは、そのような文脈で理解されるべきものである(同、九〇頁)。

しかし、結局、二〇〇三年三月二〇日、米英はイラクに対する武力行使に踏み切った。長期戦を予想する見方もあったが、四月九日にはバグダットが陥落し、五月一日にはブッシュ大統領は終結宣言をした。

戦後復興をめぐることは、当初、米欧対立の中で、アメリカがフランス、ドイツ、ロシアにどう出てくるかが注目された。アメリカから距離を置いた三国に対して、イラクの戦後復興で、経済的な制裁の動きに出るのではないかと見られたのである。三国に対して異なる対応がなされるとの予想も出て、「ロシアを許し、ドイツを無視し、フランスを罰する」などと語られた(佐瀬、二〇〇三、一五一頁)。ドイツの場合はフランスと異なり、選挙がらみでイラク攻撃に反対したとの見方がある分だけ、楽観的な要素があったのである(森本、二〇〇四、一五八頁)。対米自立の伝統のあるフランスはともかく、ドイツ政府がどう出るかが焦点となったのである。

六 今後の展望

イラク情勢はフセイン政権崩壊の後も、混乱を深め、占領下にあつてむしろ自爆テロなどでの抵抗が活発になった。一二月二三日にフセインが拘束されてからも状況は好転しなかった。主権移譲後も米英などが駐留を続けているものの、未だに沈静化の気配は明確にならない。そういう中で、ブッシュ米政権への批判が強まっているが、ドイツ政府の動きは単純ではない。フランスと一定の距離をおいて、対米関係の修復を図っているのである。これは、アメリカ大統領選で政権交代となつても、アメリカの世界政策は「大きく変わらない」との見方が欧州では支配的だからである（植田、二〇〇四、二八頁）。

まず、大量破壊兵器が見つからないことから、「イラク戦争に大義なし」するような議論がわが国には多いが、そのような「後知恵」による議論はドイツ政府からは聞かれない。それは結果論であり、ドイツなどもイラクの大量破壊兵器所有による潜在的脅威は認めていたからである。そして、ドイツはアフガニスタンでの軍事貢献は拡大させている。二〇〇三年八月にアフガニスタンの北部クンドウスにも兵力を拡大することを表明した。米軍の負担軽減につながるの確実で、ブッシュ政権もこれを評価している（読売新聞 二〇〇三年八月二八日付）。

この点は、フランスも同様であり、「仏、独は開戦の是非をめぐって米と激しい論戦を展開したものの、国連の外にまで米国非難のキャンペーンを広げることとはしなかった。ロシア、中国との連携は開戦承認決議の阻止を目的としたものであり、米に対抗する新しい国際ブロックの形成を目指したものではなかった」のである（河野、

二〇〇四、八四頁)。

また、二〇〇四年二月に国連安保理決議一五四六が採択された後に、連邦議会でイラク派兵の可能性を尋ねられたシウトウルック国防相が、答弁でそれを否定しながらも、連邦軍は「そういう任務のための訓練を受けていないから」との理由をあげて、真正面からのアメリカ批判を控えている(佐瀬昌盛、産経新聞、二〇〇四年六月二四日付)。

さらには、アメリカのイラク作戦に間接的に協力もしている。「ドイツはイラク作戦遂行のために米軍機が領空を通過するのを認め、国内五六か所の米軍基地および家族の居住施設警備のために三八〇〇人の兵員を出動させてもいる」のである(河野、同、八四頁)。

そして、イギリスをも伴って、イランの核疑惑問題の解決のために行動を展開している。二〇〇三年一月に仏独英の三国外相がイランを訪問し、イランからウラニウム濃縮装置を廃棄するとの約束を引き出しているのである。アメリカはイランと断絶が続いているので、EUによるこのような外交はきわめて重要なものとなっている(同、九三頁)。

東 洋 法 学
このような、ブッシュ政権とは多少異なるEUの安全保障へのアプローチは、二〇〇三年一二月の「ソラナ・ペーパー」(「よりよい世界における安全なヨーロッパ」)にまとめられている。EUはアメリカとともに、世界の安全保障に責任を負っていかうというものであり、必要な場合の米欧の軍事的共同行動はきわめて重要だとしている。ただ、その一方で安全保障の前提として経済的な発展を重視し、国連などとの共同の解決努力を説いてい

るのが特徴である（羽場、二〇〇四、二〇一―二〇三頁）。

以上のような動きを総合的に捉えようと、「普通の国」として、国際社会に足場を確保して、行動の余地を広げながら、国益を追求しているドイツの姿勢が浮き上がってくる。アメリカに対しても他の国と連携しながら要求を提示し、単独行動主義に自制を求め、その対外政策を国際協調の枠組の中に留めるように努力している。そういう形で、対米「説得力」を高めつつあるのであり、「対米追従」との批判を受けやすい日本とは、多くの面で相違があるのである（櫻田、二〇〇四、九六―一〇〇頁）。

イラク戦争でのアメリカの失敗は、戦争までの拙速な国際的合意形成、不十分な占領統治計画など、「ソフト・パワー」の面にあるが（村田、二〇〇四、二八―三二頁）、これらについてはドイツをはじめ欧州諸国は大きく寄与しているものであり、アメリカとの協力で進めていけばよいのである。

そして、日本もまた、その意欲さえもてば、一定の役割を果たしていけると、筆者は考えるものである。ドイツの安全保障政策は、日本に参考になるものを多く秘めているのである。

(1) わが国との対比で興味深いのは、日本での講和論争などで、国家主権の回復に熱意のない勢力がかなり広範に見られたことである。これは、国際情勢が複雑であったにせよ、かなり特異な現象といわなければならない。

(2) この点は、東京外国語大学における共同研究の研究会で、金子讓氏（防衛研究所）の報告に多くを教わった（二〇〇四年三月九日）。

(3) この点でも、金子讓氏に教わった点が多い。アメリカと欧州の軍事力の圧倒的な差が明白になっていくが、欧州の

中でも、イギリス、フランスが多少なりとも派遣型の編成を備えているのに対して、ドイツ連邦軍はまったくそれを欠いていた。これはEUなど、欧州内での主導権争いからんで、ドイツの大きな制約条件になりかねず、精力的に取り組まれることとなる。参照、佐瀬、二〇〇一b。

《引用・参照文献》(著者名ABC順)

- Allen, Dona H. 二〇〇四『“The Atlantic crisis of confidence”, *International Affairs*, July.
- 羽場久泥子 二〇〇四『拡大ヨーロッパの挑戦』、中央公論新社
- Hacke, Christian 二〇〇三『*Die Außenpolitik der Bundesrepublik Deutschland*, Berlin: Ullstein
- Hacke, Christian 二〇〇四『“Die Außenpolitik der Regierung Schröder/Fischer”, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B48.
- Hafendorn, Helga 二〇〇四『“Sicherheitspolitik im strategischen Dreieck Berlin - Paris - Washington”, *Politische Vierteljahresschrift*, Heft 1.
- 神保謙 二〇〇三『“先制行動”を正当化する米国の論理』、『中央公論』四月号
- 加藤秀治郎 一九九二『ドイツの外交政策』、花井等・須藤真志編『新比較外交政策論』、学陽書房、所収
- 熊谷徹 二〇〇二『マルクを捨てて』戦後』から解放されたドイツ』、『中央公論』三月号
- 河野健一 二〇〇四『転換期の米欧関係』、『ドイツ研究』三七・三八合併号
- 森本敏(編) 二〇〇四『イラク戦争と自衛隊派遣』、東洋経済新報社(同書は編書だが編者が執筆の調整にあたっており、分担が複雑なので森本著の扱いとしておく)
- 村田晃嗣 二〇〇四『イラク戦争後の日米関係』、『国際問題』三月号
- Rudolf, Peter 二〇〇一『“Deutschland und die USA”, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B48.
- 斎藤直樹 二〇〇四『イラク戦争と世界』、現代図書
- 齋藤義彦 二〇〇四『ブッシュ・ドクトリンと独仏同盟』、『ドイツ研究』三七・三八合併号

- 櫻田淳、二〇〇四、「対米『説得力』の確保を国家目標とせよ」、『中央公論』五月号
- 佐瀬昌盛、二〇〇一a、「世紀転換期ドイツの安全保障政策（上）」、『海外事情』七・八月号
- 佐瀬昌盛、二〇〇一b、「世紀転換期ドイツの安全保障政策（中）」、『海外事情』九月号
- 佐瀬昌盛、二〇〇一c、「世紀転換期ドイツの安全保障政策（下）」、『海外事情』一〇月号
- 佐瀬昌盛、二〇〇二、「9/11テロ・NATO・自衛権」、(拓殖大学)『海外事情研究所報告』第三六号
- 佐瀬昌盛、二〇〇三、「イラク戦争と米欧関係」、木村汎・朱建榮編『イラク戦争の衝撃』、勉誠出版、所収
- Sommer, Theo' 二〇〇一、"Deutschlands neue Rolle" (www.magazine-deutschland) (邦訳「地政学——ドイツの新しい役割」『ドイッチランド』二〇〇一年六月号) (引用は邦訳を参考にしての加藤訳)
- 植田隆子、二〇〇四、「変質する欧州安全保障と米欧関係の将来（下）」、『世界週報』二〇〇四年八月一〇日号

※本稿は、平成一五年度、一六年度文部科学省の科学研究費助成を受けた共同基盤研究「安全保障共同体という視角からの冷戦後の米欧関係の研究」(代表者、渡邊啓貴・東京外国語大学教授)の一部である。